介護老人保健施設　梅ヶ丘　　令和６年８月現在

長期入所　料金表　（超強化型）

★１か月あたりの料金

室料差額なし（介護保険基本料金　＋　加算　＋　居住費　＋　食費）

	１割負担（４段階）	１割負担（３段階②）	１割負担（３段階①）	１割負担（２段階）	１割負担（生活保護）	２割負担	３割負担
要介護１	163,014 円	126,834 円	105,534 円	83,034 円		207,886 円	252,699 円
要介護２	165,504 円	129,324 円	108,024 円	85,524 円		212,866 円	260,169 円
要介護３	167,664 円	131,484 円	110,184 円	87,684 円		217,186 円	266,619 円
要介護４	169,584 円	133,404 円	112,104 円	89,604 円		221,026 円	272,409 円
要介護５	171,324 円	135,144 円	113,844 円	91,344 円		224,506 円	277,629 円

差額室料あり（介護保険基本料金　＋　加算　＋　居住費　＋　食費　＋　室料差額）

	１割負担（４段階）	１割負担（３段階②）	１割負担（３段階①）	１割負担（２段階）	１割負担（生活保護）	２割負担	３割負担
要介護１	295,014 円	258,834 円	237,534 円	215,034 円		339,886 円	384,699 円
要介護２	297,504 円	261,324 円	240,024 円	217,524 円		344,866 円	392,169 円
要介護３	299,664 円	263,484 円	242,184 円	219,684 円		349,186 円	398,619 円
要介護４	301,584 円	265,404 円	244,104 円	221,604 円		353,026 円	404,409 円
要介護５	303,324 円	267,144 円	245,844 円	223,344 円		356,506 円	409,629 円

※上記料金は基本単位・加算・居住費・食費を含んだ料金です。処遇改善加算は含まれていません

※加算については、利用者様により算定する項目が異なる為、多少の料金の変動があります。
　上記の加算は皆様該当するもののみを含めています。

※その他、健康管理費、理美容費、文書料、複写物等は実費となります。

※詳細は別紙をご覧ください。

※室料差額（1 日あたり）

費　　目	金　　額
ユニット型個室（テレビ・冷蔵庫配置・洗濯代込）	4,400 円（税込）

●居住費・食費（１日あたり）※令和６年８月１日以降

費　　目	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
居住費（ユニット型個室）	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,870 円

★料金詳細

●介護保険施設サービス費（保険給付の利用者負担分／１日あたり）
　各種項目の介護報酬請求は、介護保険負担割合証に記載されている割合での請求となります。

※下記の在宅復帰・在宅療養支援等の指標の算定点数により、月ごとに料金の変動があります。ご了承ください。

①　基本型

負担割合	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１割	875 円	925 円	996 円	1,056 円	1,110 円
２割	1,749 円	1,849 円	1,991 円	2,111 円	2,220 円
３割	2,623 円	2,773 円	2,986 円	3,166 円	3,329 円

②　加算型（在宅復帰・在宅療養支援等指標が４０以上６０未満の場合）
　基本型に対して１日につき 51 単位が加算されます。※在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

③　在宅強化型（在宅復帰・在宅療養支援等指標が 60 以上～70 未満の場合）

負担割合	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１割	955 円	1,038 円	1,110 円	1,174 円	1,232 円
２割	1,910 円	2,076 円	2,220 円	2,348 円	2,464 円
３割	2,865 円	3,113 円	3,329 円	3,522 円	3,696 円

④　超強化型（在宅復帰・在宅療養支援等指標が７０以上の場合）
　在宅強化型に対して１日につき 51 単位が加算されます。※在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）

※算定要件

<table>
<tr><th>区分</th><th>超強化型</th><th>在宅強化型</th><th>加算型</th><th>基本型</th></tr>
<tr><td>在宅復帰・在宅療養支援等の指標（最高値：90）</td><td>70 以上</td><td>60 以上</td><td>40 以上</td><td>20 以上</td></tr>
<tr><td>退所時指導等</td><td rowspan="4">要件あり</td><td rowspan="4">要件あり</td><td>要件あり</td><td>要件あり</td></tr>
<tr><td>リハビリテーションマネジメント</td><td>要件あり</td><td>要件あり</td></tr>
<tr><td>地域貢献活動</td><td>要件あり</td><td rowspan="2">要件なし</td></tr>
<tr><td>充実したリハビリテーション</td><td>要件なし</td></tr>
</table>

※在宅復帰・在宅療養支援などの指標

①在宅復帰率	５０%超　：　２０	３０%超　：　１０	３０%以下　：　0
②ベッド回転率	１０%以上　：　２０	５%以上　：　１０	５%未満　：　0
③入所前後訪問指導割合	３５%以上　：　１０	１５%以上　：　5	１５%未満　：　0
④退所前後訪問指導割合	３５%以上　：　１０	１５%以上　：　5	１５%未満　：　0
⑤居宅サービス実施数	３サービス　：　5	２サービス（訪問リハ含む）　：　3	２サービス　：　1
⑥リハ専門職の配置割合	５以上（PT,OT,ST いずれも配置）　：　5	５以上　：　3	３以上　：　2
⑦支援相談員の配置割合	３以上（社会福祉士の配置あり）　：　5	３以上（社会福祉士の配置なし）　：　3	２以上　：　1
⑧要介護４又は５の割合	５０%以上　：　5	３５%以上　：　3	３５%未満　：　0
⑨喀痰吸引の実施割合	１０%以上　：　5	５%以上　：　3	５%未満　：　0
⑩経管栄養の実施割合	１０%以上　：　5	５%以上　：　3	５%未満　：　0

●居住費・食費（１日あたり）※令和６年８月１日以降

費　　目	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
居住費（ユニット型個室）	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,870 円

※食事代 1,870 円（朝食 500 円、昼食 680 円、夕食 620 円、おやつ 70 円）

※居室と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載された負担限度額となります。

※外泊や外出で、1 日食事をキャンセルする場合は、サービス利用日の前日 10 時までに事業者まで申し出てください。10 時までに申し出のない場合は、いかなる理由であっても翌日の 3 食分の金額をお支払いいただきます。

●特別な室料（1 日）

費　　目	金　　額
ユニット型個室（テレビ・冷蔵庫配置・洗濯代込）	4,400 円（税込）

※居住費とは別にお支払いいただきます。尚、外泊時にも室料をいただくこととなります。

●加算利用料

費目		負担割合			内容の説明
		1割	2割	3割	
初期加算（Ⅰ）	1日	66円	131円	197円	以下のいずれかに適合し、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した場合に加算されます。 ①当施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること。 ②当施設の空床情報について、当施設のウェブサイトに定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること。
初期加算（Ⅱ）	1日	33円	66円	99円	入所した日から起算して30日以内の期間加算されます。但し、初期加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しません。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日	24円	48円	72円	以下のいずれかに該当する場合、加算されます。 ①介護福祉士の占める割合が80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日	20円	40円	59円	介護福祉士が60%以上配置されている場合、加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日	7円	13円	20円	以下のいずれかに該当する場合、加算されます。 ①介護福祉士の占める割合が50%以上 ②常勤職員の占める割合が75%以上 ③勤続7年以上の職員が30%以上
夜勤職員配置加算	1日	27円	53円	79円	基準以上の夜勤職員を配置している場合、加算されます。
安全対策体制加算	1回	22円	44円	66円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合は、（入所時に1回）加算されます。
栄養マネジメント強化加算	1日	12円	24円	36円	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤管理栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）を除して得た数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施していること。また、低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応し、更に入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継

					続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1 回	282 円	563 円	844 円	医師又は医師の指示を受けた理学療法士または作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所日から起算して３月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ原則的として入所時及び１月に１回以上ＡＤＬ等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリ計画書を見直している場合、加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1 回	218 円	436 円	654 円	医師等が、その入所の日から起算して３月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っている場合、加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1 回	262 円	524 円	785 円	次の基準に適合する場合において、加算されます。 ①リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。 ②リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。 ③入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1 回	131 円	262 円	393 円	認知症であると医師が判断した利用者に対し、理学療法士または作業療法士が入所してから３月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、１週間に３日を限度として加算されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	1 か月	58 円	116 円	174 円	次の基準に適合する場合において、加算されます。 ①口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ②リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。 ③共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること 。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	1 か月	36 円	72 円	108 円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテ－ション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、入所

					者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1か月	44円	88円	131円	入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出している場合かつ、費用に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって前述の情報を活用している場合、加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1か月	66円	131円	197円	（Ⅰ）に加えて、疾病の状況や薬剤情報等の情報を厚生労働省に提出している場合、加算されます。
自立支援推進加算	1か月	327円	654円	981円	以下の全ての要件を満たしている場合、加算されます。 (イ)医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 (ロ)イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 (ハ)イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 (二)イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
療養食加算	1食	7円	13円	20円	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合、加算されます。
再入所時栄養連携加算	1回	218円	436円	654円	介護老人保健施設の入所者が医療機関に入院し再度当該介護老人保健施設に入所する際に、厚生労働大臣の定める特別食等が必要となった場合について、介護老人保健施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合、加算されます。

経口維持加算（Ⅰ）	1か月	436円	872円	1,308円	経口で食事が摂取で可能であるが摂食機能障害を有し、多職種協働により摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理が必要なされた場合に加算されます。（医師又は歯科医師の指示に基づき、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種の者が食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画書を作成している場合）
経口維持加算（Ⅱ）	1か月	109円	218円	327円	経口で食事が摂取で可能であるが摂食機能障害を有し、多職種協働により摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理が必要なされた場合に加算されます。（協力歯科医療機関を定めており、食事の観察及び会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合）
経口移行加算	1日	31円	61円	92円	経管により食事を摂取している人に対して、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合、加算されます。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1か月	99円	197円	295円	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を計画的に行い、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月２回以上行った場合、加算されます。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1か月	120円	240円	360円	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の加算要件に加え、口腔衛生の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1か月	4円	7円	10円	以下の全ての要件を満たしている場合、加算されます。 (イ)入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所地等に評価するとともに、少なくとも３月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 (ロ)イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 (ハ)入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。 (二)イの評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者

					等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1か月	15円	29円	43円	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。この要件を満たした場合、加算されます。
排泄支援加算（Ⅰ）	1か月	11円	22円	33円	以下の要件をすべて満たしている場合、加算されます。 (イ)排泄に介護を要する利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または、医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、その情報等を活用している (ロ)イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続している (ハ)イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している
排泄支援加算（Ⅱ）	1か月	17円	33円	49円	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合、加算されます。
排泄支援加算（Ⅲ）	1か月	22円	44円	66円	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合、加算されます。
若年性認知症受入加算	1日	131円	262円	393円	若年性認知症利用者がサービスを利用した場合、加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	218円	436円	654円	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し施設サービスを行った場合(入所日から7日を限度とする) 、加算されます。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日	4円	7円	10円	入所者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研

					修を修了しているものを、利用者の数が 20 人未満である場合は１以上、利用者の人数が 20 人以上である場合は、1 に、利用者の人数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施。他の職員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催した場合、加算されます。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	１日	5 円	9 円	13 円	認知症の介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施。 施設における介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している場合、加算されます。
外泊時費用	１日	395 円	789 円	1,184 円	居宅において外泊された場合(1 月に 6 日を限度) 加算されます。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	１回	491 円	981 円	1,472 円	入所期間が１月を超えると見込まれる者の入所予定日前３０日以内又は入所後 7 日以内に該当入所者等が退所後生活する居宅を訪問し、本人及び家族の意向を踏まえ、生活機能の具体的な改善目標を含めた退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、加算されます。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	１回	524 円	1,047 円	1,570 円	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合、加算されます。
試行的退所時指導加算	１回	436 円	872 円	1,308 円	入所期間が 1 か月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から３月の間に限り加算されます。
退所時情報提供加算（Ⅰ）	１回限り	545 円	1,090 円	1,635 円	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者１人につき１回限り加算します。
退所時情報提供加算（Ⅱ）	１回限り	273 円	545 円	818 円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等１人につき１回限り加算します。
入退所前連携加算（Ⅰ）	１回限り	654 円	1,308 円	1,962 円	入所予定日前 30 日以内または入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携

					し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合、加算されます。
入退所前連携加算（Ⅱ）	1回限り	436円	872円	1,308円	入退所前連携加算(Ⅰ) の要件を満たし、入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、居宅介護支援事業所への情報提供と連携調整を行った場合、加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	1回限り	153円	306円	458円	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整し、次の基準に適合する場合において、加算されます。 ①医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること。 ②入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて主治医に説明し、合意していること。 ③入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと。 ④入所中に当該入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと。 ⑤入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	1回限り	77円	153円	229円	次の基準に適合する場合において、加算されます。 ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件①、④、⑤に揚げる基準のいずれにも適合していること。 ・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	1回限り	262円	524円	785円	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イまたはロを算定していて、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	1回限り	109円	218円	327円	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していて、6種類以上の内服薬が処方されている入所者に対し、入所

					中に処方内容を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価、調整し、介護老人保健施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を 1 種類以上減少させた場合や、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べて 1 種類以上減少している場合、加算されます。
訪問看護指示加算	1 回限り	327 円	654 円	981 円	退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに指示書を交付した場合、加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	1 日	56 円	112 円	167 円	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が 40 以上である場合、加算されます。（加算型）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	1 日	56 円	112 円	167 円	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が 70 以上である場合、加算されます。（超強化型）
緊急時治療管理	1 日	565 円	1,130 円	1,694 円	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合、加算されます。（3 日間が限度）
特定治療	対応時				やむを得ない事情により施設で行われた特定の処置や手術等について診療報酬に準じて算定されます。
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	1 日	261 円	521 円	782 円	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、感染症対策に関する研修を受講していない医師が投薬、検査、注射、処置等を行った場合、加算されます。（1 回につき連続する 7 日間が限度）
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1 日	524 円	1,047 円	1,570 円	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、感染症対策に関する研修を受講している医師が投薬、検査、注射、処置等を行った場合、加算されます。（1 回につき連続する 10 日間が限度）
ターミナルケア加算					医師が終末期と判断し、本人・身元引受人・連帯保証人等の同意を得て各職種が協働して看取りを行った場合に、加算されます。
	1 日	79 円	157 円	236 円	死亡日 45 日前～31 日前
	1 日	175 円	349 円	524 円	死亡日 30 日前～4 日前
	1 日	992 円	1,984 円	2,976 円	死亡日前々日、前日
	1 日	2,071 円	4,142 円	6,213 円	死亡日
協力医療機関連携加算（Ⅰ） ※令和 6 年度	1 か月	109 円	218 円	327 円	協力医療機関が次の要件を満たす場合、加算されます。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
協力医療機関連携加算（Ⅰ） ※令和 7 年度以降	1 か月	55 円	109 円	164 円	

					③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	1か月	6円	11円	17円	協力医療機関が、協力医療機関連携加算（1）①～③の要件を満たさない場合、加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1か月	11円	22円	33円	次の要件に適合する場合において、加算されます。 ・感染症法第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1か月	6円	11円	17円	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、加算されます。
新興感染症等施設療養費	1日	262円	524円	785円	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、加算されます。（1 月に 1 回、連続する 5 日が限度）
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1か月	164円	327円	491円	次の要件に適合する場合において、加算されます。 ①事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 ②認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を策定し、認知症の行

					動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に認知症ケアについて、カンファレンス開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1 か月	131 円	262 円	393 円	次の基準に適合する場合において、加算されます。 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）の①、③及び④に揚げる基準に適合すること。認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1 か月	109 円	218 円	327 円	次の要件に適合する場合において、加算されます。 ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担を（いわゆる介護助手の活用等）の取組を行っていること。 ・１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 か月	11 円	22 円	33 円	次の要件に適合する場合において、加算されます。 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジー１つ以上導入していること。 ・１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
退所時栄養情報連携加算	1 回	77 円	153 円	229 円	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に１月につき１回を限度として加算されます。

●処遇改善加算について　※令和６年６月１日以降

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組みわせた４段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	１か月において算定した総単位数×75/1000×10.9 円が加算されます。 （利用者負担は１割または２割または３割）
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	１か月において算定した総単位数×71/1000×10.9 円が加算されます。 （利用者負担は１割または２割または３割）

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

◆その他の利用料

費　目	金　額	適　用
行事費	実　費	観劇、映画鑑賞等の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。
健康管理費	実　費	ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種等に係る費用で、希望により実施された場合にお支払いいただきます。
文書料	3,300 円（税込）	診断料などの文書を発行した場合にお支払いいただきます。その他内容に応じて、料金をいただく場合があります。
複写物	白黒：10 円（税込）/１枚 カラー：50 円（税込）/1 枚	介護記録の開示請求等の際に枚数に応じて、お支払いいただきます。
日常生活費	１日 110 円（税込）	施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる経費であって入所者等に負担させることが適当と認められるもの。
理美容代	実費	利用希望された場合に実費をお支払いいただきます。
嗜好品費	１か月 1,050 円（税込）	嗜好飲料の提供を希望される場合にお支払いいただきます。 ※月払いのみとなります。
教養娯楽費	１か月 500 円（税込）	クラブ活動への参加を希望される場合にお支払いいただきます。 ※月払いのみとなります。